

市民後見人No.67

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.76)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応 できます)

MAIL : npokouken@gmail.com

URL : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

■ 支援員に 28 会員が登録 ■

7月4日(木)、東京都品川区大井1-14-1、品川区社会福祉協議会で、本会会員を対象とした平成25年度と同協議会品川後見センター(斎藤修一所長)支援員への委嘱式が行われました。支援員は、センターが受任する後見人や保佐人などの実務を支援する役割を担います。

毎年この時期に、委嘱式が行われ、本年度は、更新24人と新規4人の計28人が登録されました。

本会は、その前身である任意団体時代に支援員第1号が誕生、以来その数を増やし現在に至っています。支援員業務は、あくまで同センターの指示を受け行います。後見実務の一端を学ぶことができるため、本会の後見業務担当グループに参加したい会員のための実務研修の場として位置づけ、本会として同協議会に推薦し1年間、支援員として活動してもらいます。希望すれば2年目以降も更新できます。



■ 悪質商法を学びました ■

後見活動に必要な悪質商法に関する知識を学ぼうと6月15日(土)、「こみにゆていぶらざ八潮」の協働推進室内で、全国消費生活相談員協会から派遣された坂本敬子・品川区消費生活センター相談員を講師に90分間の勉強会を開催しました。

参加した16会員は、消費者センターの紹介に始まり、高齢消費者被害の特徴、被害事例、被害にあったらなど、熱のこもった講師の話に熱心に耳を傾けました。

後見業務担当グループは毎月第3土曜日に自主的な勉強会を開いていますが、今回は他の会員にも呼びかけて開催しました。

■ 各種事業に参加を呼びかけます ■

当会の主事業は後見活動ですが、ほかに市民後見人養成や成年後見制度の普及を願ったビデオ上映会などの事業があります。また、こうした事業を支える事務局活動なども重要で、会員の参加によって運営が維持されています。

会員の皆さんには、希望する活動に積極的にご参加くださることを心から願っています。

なお、電話による問い合わせや事務所への来訪はなるべく月曜日をお願いします。

(文責・古賀)